

1. 開会	
深浦会長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、「令和6年度第1回長崎地方最低賃金審議会」を開催します。</p> <p>初めに委員の出欠状況について事務局から報告してください。</p>
池田指導官	<p>本審議会の事務局を担当しております、賃金指導官の池田と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、本審議会委員の出席状況について、報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中14名の委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本審議会が有効に成立していることが確認されました。</p> <p>引き続き、事務局から審議会委員等の紹介をお願いします。</p>
2. 審議会委員及び事務局について	
池田指導官	<p>第55期の審議会委員につきましては、令和5年4月1日から任期を2年として任命されたところですが、一部委員に異動があり、新たに2名の委員が任命されておりますので、ご紹介いたします。</p> <p>使用者代表委員としまして、宇土敏郎委員と吉野ゆき子委員が就任されております。</p> <p>それでは、宇土委員から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
宇土委員	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>今回初めて参加させていただきます長崎県中小企業家同友会副代表理事をさせていただきます宇土と申します。</p> <p>仕事としては経営コンサルをさせていただきます。</p> <p>中小企業家同友会は700名の会員での長崎県下の経営者の勉強会の場でございます。</p> <p>今日はよろしくお願い申し上げます。</p>
池田指導官	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次に吉野委員よろしくお願い申し上げます。</p>

<p>吉野委員</p>	<p>皆様こんにちは。          長崎県中小企業団体中央会の専務理事をしております吉野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。          私は3月まで県庁に勤めて、5月の下旬から長崎県中小企業団体中央会に勤めさせていただいています。          本日は委員就任後初めての会議となりますが、最低賃金の非常に重要な審議会ということで大変緊張しておりますけれども、現在の経済情勢でありますとか世界情勢等を踏まえつつ、県でのこれまでの賃金政策を尊重しながら審議のほうに向かわせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>ありがとうございました。          引き続きまして、事務局にも異動がありましたので、あらためて紹介します。          前列中央が、労働局長の倉永です。</p>
<p>倉永局長</p>	<p>倉永です、よろしくお願いいたします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>その隣が、労働基準部長の宮本です。</p>
<p>宮本部長</p>	<p>宮本です、よろしくお願いいたします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>左手におりますのが、賃金室長の山本です。</p>
<p>山本室長</p>	<p>山本です、よろしくお願いいたします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>私の隣が、専門監督官の松浦です。</p>
<p>松浦専門官</p>	<p>松浦です、よろしくお願いいたします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>最後に私、賃金指導官の池田と申します、よろしくお願いいたします。          以上のメンバーで、本年度の最低賃金審議会の円滑な議事運営のお力になれるよう努めてまいりますので、改めてよろしくお願いいたします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>よろしくお願いいたします。          それでは、改めまして皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。          さて、第55期長崎地方最低賃金審議会会長それから会長代理につきま</p>

<p>3. 議題 (1)長崎県最低賃金の改正諮問について 深浦会長</p>	<p>しては、委員任命時にその任期を2年間として選出いただきました 会長代理の三浦委員とともに、最終年度の任期を務めていきたいと思 いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それではさっそく議題に入ります。 最初の議題は、「長崎県最低賃金の改正諮問について」でございます。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>長崎県最低賃金の改正諮問につきましては、最低賃金法第12条に基づ き長崎労働局長からの改正諮問を行いたいと存じます。 それでは、会長並びに局長におかれましては、中央へお願いいたしま す。 なお、撮影していただいて構いませんが、中央には入らないようにお 願いたします。</p> <p>&lt;会長と局長が中央へ移動&gt; &lt;局長が諮問文を読み上げ&gt;</p>
<p>倉永局長</p>	<p>最低賃金の改正決定について（諮問） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎 県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定 について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂 版」（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方 針2024」（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。</p> <p>&lt;局長より会長へ諮問文を手交&gt; &lt;写真撮影&gt;</p>
<p>山本室長</p>	<p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方にお配 りします。</p> <p>&lt;諮問文の写しを各委員及び傍聴人へ配付&gt;</p>

深浦会長	<p>それでは、労働局長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
倉永局長	<p>ただいま、長崎県最低賃金の改正について調査審議の諮問をさせていただきました。</p> <p>諮問文の中の6月21日付けの二つの閣議決定は、6月25日に武見厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安について調査審議を求める諮問の際にも触れていたもので、その抜粋は資料としてお付けしております。</p> <p>委員の皆様方には、今後中央最低賃金審議会から示される目安も参考としつつ、長崎県最低賃金の改正について、県内における経済・雇用の実態や賃金の動向などを考慮いただきまして、調査審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>調査審議が決定し、答申をいただくまで、委員の皆様には多大なご負担をおかけすることとなりますが、事務局といたしましても、充実した審議を尽くしていただけるよう、また、審議会の円滑な運営のお力になれますよう努めていく所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>
山本室長	<p>報道各社の皆様に申し上げます。</p> <p>頭撮りはここまでとさせていただきます。</p> <p>恐縮ですが、カメラの皆様は、ご退出いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
深浦会長	<p>諮問文にあります閣議決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>別冊資料のNo.2、令和6年6月21日閣議決定の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（関係部分抜粋）を添付しております。</p> <p>6ページの下から3行目になりますが「最低賃金の引上げについて」の記載があります。</p> <p>また、資料No.3に同じく閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2024」（関係部分抜粋）を添付して、3ページの下段の方に「賃上げの促進」についての記載がありますのでご確認いただければと思います。</p>
深浦会長	<p>資料の中央辺りに資料番号2というのがあります。</p> <p>その6ページの下の方に、「最低賃金の引上げ」という項目がございます。</p>

<p>(2) 長崎県最低賃金専門部会の設置等について ①専門部会の設置について 深浦会長</p>	<p>それと併せて、10ページほど後に、No.3の資料がありまして、その3ページですね、「賃上げの促進」というのがございます。 その2か所になります。参照いただけたでしょうか。 今のコメントにつきましてご質問等あればお願いします。</p> <p>ご質問等ないようですので、よろしいでしょうか。 今後の審議の過程で必要であれば参考にしていただければと思います。</p>
<p>山本室長</p>	<p>それでは、次の議題に移ります。 次の議題は、「専門部会の設置について」です。 先ほど、局長から当審議会に対しまして、長崎県最低賃金の改正についての諮問がございました。</p> <p>最低賃金法第25条第2項の規定により、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされていますので、専門部会を設置します。</p> <p>事務局におきまして、労・使各側の専門部会委員の任命について、所要の手続きをとっていただく必要があると思いますので、期日等も含め、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>労働局長は、審議会の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者（関係者の団体を含む。）に対して、相当の期間を定めて、候補者（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。）の推薦を求めなければならない」とされています。</p> <p>専門部会の労働者代表委員、並びに使用者代表委員の候補者の推薦につきましては、本日から7月22日までの間、候補者の推薦を求める旨の公示を行いたいと思います。</p> <p>本審議会終了後、長崎労働局掲示板にて公示し、併せてホームページ</p>

	<p>にて周知いたします。 候補者の推薦書等諸様式は、ホームページに掲載します。 よろしく申し上げます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今の、説明につきまして、ご質問ございますか。 例年どおり、法令に従ってということでございますので、問題ないと思います。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;質問等なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、事務局においては説明のとおり公示、及び専門部会委員任命の手続きを進めていただくよう申し上げます。</p>
<p>②専門部会の決議について</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>続きましての議題は、「専門部会の決議について」です。 「最低賃金審議会令」の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされておりますが、当審議会といたしましては、例年、「地域別の最低賃金につきましては、第6条5項を適用しない」こととしているところでございます。 従いまして本審を開くということで、本年度におきましても、同様の扱いでどうかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ご異議がないようですので、長崎県最低賃金につきましては、専門部会での決議が全会一致となった場合であっても、それをもって審議会の決議とはせずに、本審議会において決議することにいたしたいと思えます。</p>
<p>(3) 参考人の意見聴取について 深浦会長</p>	<p>続きまして、「関係労働者又は関係使用者の意見聴取」について、過去の取り扱いも含め事務局から説明をお願いします。</p>

山本室長	<p>長崎県最低賃金改正諮問後の関係労働者、又は関係使用者の意見聴取手続につきましては、最低賃金法第25条第5項、並びに最低賃金法施行規則第11条第1項により、「意見聴取について」並びに「審議会への意見書の提出について」の公示が労働局長に義務付けられております。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会におきましては、例年早期発効を目指す迅速な審議会運営のため、関係労働者及び関係使用者の意見聴取については、関係労使から提出された意見書に加え、審議会の場で意見を述べることを表明された者についてのみ、審議会へ出席いただき意見聴取を行ってきたところです。</p>
深浦会長	<p>当審議会としましては、本年度におきましてもこれまでと同様に提出された関係労使の意見書を基本として、審議会の場で意見を述べることを希望する者がいた場合には、参考人の意見聴取を行うようにしたいと考えておりますけれども、ご意見等があればお願いいたします。</p> <p>労側いかがでしょうか。</p>
種村委員	<p>申し出があればという考えで結構です。</p>
深浦会長	<p>使側はよろしいですか</p>
峯下委員	<p>申し出があれば伺います。</p>
深浦会長	<p>他の委員から補足はございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
深浦会長	<p>それでは、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係団体から意見書の提出があり、かつ意見陳述の要望がありました場合は、その必要があるものとして、第2回本審において参考人意見聴取を実施する予定とさせていただきます。</p> <p>続いて長崎県最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取に関する公示に係るスケジュール等について、説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>長崎県最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取、意見書の提出につきましては、本日から7月22日までの間、広くご意見を求めるべく、公示を行います。</p> <p>関係労使より意見書が提出されましたら、次回審議会の開催前に、各</p>

	委員の皆様方にお送りしたいと考えております。
深浦会長	何か、ご質問等はございますか。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	では、今の形で準備方よろしく申し上げます。
(4) 事業場 実地視察に ついて	
深浦会長	次は、議題（4）の「事業場実地視察について」、事務局から説明をお願いします。
山本室長	<p>今年度の事業場実地視察につきましては、令和5年度第6回本審において、資料の3ページ、資料番号2の「事業場実地視察の方針」をご承認いただいているところです。</p> <p>実施については、第2回本審までの間に実施する必要がありますので、事業場の選定等を進めて参りました。</p> <p>選定に際しましては、①令和5年度に業務改善助成金を受給した事業場、②影響率の高い業種、「生活関連・娯楽業（35.7%）」、「宿泊業、飲食サービス業（30.5%）」、「製造業（30.5%）」、③地域が長崎市（西彼杵郡を含む）、諫早市、大村市であること、④労働者数が10人以上であること、⑤企業内最低賃金が長崎県最低賃金近傍であること、⑥法人であることを考慮して選定いたしました。</p> <p>その結果、今年度の「実地視察事業場」につきましては、「宿泊業、飲食サービス業」を営む事業場を、「書面によるヒアリング事業場」につきましては、「食料品製造業」を営む事業場を選定しております。</p> <p>「実地視察事業場」は長崎市内にあり、労働者数160名程度の事業場、「書面によるヒアリング事業場」は大村市内にあり、労働者数15名程度の事業場でございます。</p> <p>また、事業場及び労働者からヒアリング等を行った結果につきましては、審議会資料として取りまとめたうえで、次回第2回本審に提出することとしたいと思っております。</p>
深浦会長	この件につきましては、昨年最後6回目の本審で労・使・公益の間で方針が了解されておりますけれども、一部委員が入れ替わっていることでもありますので、確認ということもございますけれども、特にご意見が



<p>各委員</p>	<p>なければ、昨年決めた様な方法で今年も準備を進めていきたいと思 います。 よろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>事務局におきましては事業場実施視察の準備等、大変だと思いま すが、 よろしくお願ひします。 また事業場視察によって収集した情報につきましては、その後の専門 部会での議論に活用していただけるように、第2回本審において参加を した委員から報告していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ いたします。</p>
<p>(5) 審議日 程等につい て 深浦会長</p>	<p>次の議題は、「審議日程等について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>「審議会の開催日程等について」説明をいたします。 中央最低賃金審議会におきましては、6月25日（火）に諮問が行われ、 現在、目安小委員会が開催されているところですが、7月下旬頃に目安 答申がなされるのではないかとこの前提で、長崎地方最低賃金審議会の日 程を整理しました。 長崎地方最低賃金審議会におきましては、資料の17ページ、資料番号 4-1「令和5年度の実績・令和6年度審議会日程」にございますとお り、8月1日（木）に第2回本審を開催して、中央最低賃金審議会の目安 伝達等を行い、本審終了後、引き続き、第1回目の最低賃金専門部会を開 催して、部会長並びに部会長代理の選任をいただいた後、実質的な審議 をいただく日程でどうかと考えております。 開催日程では、第2回の専門部会を8月2日（金）、第3回の専門部会 並びに第3回の本審を8月5日（月）に予定しております。 結審と発効との関連については、例えば8月5日の部会にて結審し、 同日に本審が開催された場合、8月21日に異議審を開催し、指定日発効 により10月1日となるスケジュールになります。 なお予備日については、今のところ、8月6日午後から専門部会を予 定しております。 当日は委員の出席見込状況から本審の開催は困難ですので、本審につ</p>

	<p>いては、8月16日（金）17時30分から予定しております。</p> <p>次に、特定最低賃金の改正につきましては、令和6年2月に3業種の関係労働団体から「意向表明」がありまして、本日、3業種それぞれの関係労働団体から改正決定にかかる申出書が提出されております。</p> <p>申出書の内容につきましては、事務局で精査をいたしまして、定量的要件を満たしていると判断されましたら、8月1日に開催予定の第2回の本審におきまして、局長から改正の必要性の有無について、諮問をさせていただき予定しております。</p> <p>その後の予定では、8月21日（水）に第4回本審、8月29日（木）に第5回の本審を開催し、参考人意見聴取を行った上で、「改正の必要性有りの答申」をいただいた場合、最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、特定最賃に係る専門部会の設置をいただく必要がございますので、労使それぞれの団体より、各特定最賃の専門部会委員の推薦をいただくための公示を行いまして、9月末には第1回合同の専門部会を開催したいと考えております。</p> <p>特に、9月の審議会日程につきましては年内発効となるように、できるだけ早めのスケジュールで考えていきたいと思っております。</p> <p>各委員の皆様方におかれましては、日程表に沿った、日程の確保、調整を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
深浦会長	ただ今の日程の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。
岡田委員	いいですか。 日にちはわかるんですけど、時間とか大体目安はついてますか。 午前10時から開始とか、昼から開始とか。
山本室長	8月1日は13時30分、8月5日は9時半の予定です。
深浦会長	それでは、今の日程の話は再度確認で、お願いいたします。
山本室長	またあとで、調整いたします。
深浦会長	その他いかがでしょうか。
各委員	<意見なし>
深浦会長	それでは、特段大きなことがない限りは、「令和5年度の実績・令和6年度審議会日程」により令和6年度の審議を進めていきたいと考えてお

<p>(6) その他 深浦会長</p>	<p>ります。 当面は8月初めから8月5日頃にかけて、第2もしくは3回の本審、地域別最低賃金のほうの専門部会が3回開催予定になっております。 非常に集中しておりますが、皆様のご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>長崎におきましては、円滑な審議会運営のため、例年申し合わせをしております。 これにつきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>資料の23ページ、資料番号5「令和6年度長崎地方最低賃金審議会の運営について(案)」、をご覧ください。 長崎では、例年、第1回本審において、当年度の円滑な審議会運営のために、公労使各委員で申し合わせている事項がございます。 内容としましては、最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるよう、「審議の促進に努める」「関係労使の意見を十分把握するように努める」「専門部会において全会一致の結論が得られるように努力する」などがございます。 また、特定最低賃金の審議におきましても「専門部会で全会一致の結論が得られるよう努力する」というものでございます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>資料23ページの「令和6年度長崎地方最低賃金審議会の運営（案）」の申し合わせですけど、本年度もこの内容でよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、申し合わせをご確認いただくということにしたいと思います。 委員の皆様にお諮りする議事は他にありませんでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ないようであれば、本日も、多くの資料も配布いただいておりますので、事務局から簡潔にご説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>それでは、議題で説明した資料以外の資料について簡単に説明をさせていただきます。 25ページ、参考資料1は日本銀行長崎支店が令和6年6月10日に発</p>

	<p>表しております「長崎県の金融経済概況」です。</p> <p>37 ページ、参考資料2は、財務省福岡財務支局長崎財務事務所が四半期ごと発表している法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>47 ページ、参考資料3-1～3-3は当局職業安定部が発表しております「長崎県の雇用失業情勢（令和6年5月分）」、57 ページ、参考資料3-2は「職業安定業務月報ながさき（令和6年5月）」、69 ページ、参考資料3-3は「職種別 求人・求職希望賃金の状況」です。</p> <p>79 ページ、参考資料4は、長崎県県民生活環境部統計課作成の「長崎県の賃金・雇用の動き」（令和6年4月分）となっております。</p> <p>次に＜別冊資料＞について説明します。</p> <p>この資料は、先週令和6年6月25日に開催された「第68回中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会」における資料となります。</p> <p>同日本省のホームページにアップされたものになりますが、資料No.1は「主要統計資料」1ページ～55ページです。</p> <p>この資料は3部の構成になっており、Ⅰが全国統計資料編、Ⅱが都道府県統計資料編、Ⅲが業務統計資料編となっています。</p> <p>資料No.2は、56ページからになりますが、令和6年6月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版の関係部分を抜粋した資料で1ページ～11ページになります。</p> <p>資料No.3も「経済財政運営と改革の基本方針2024」の関係部分の抜粋資料でございます。これは1ページから6ページになります。</p> <p>この他、資料No.4は「足下の経済状況等に関する補足資料」となっており、その内容は、「地域別の状況」、「産業別の状況」、「消費者物価の動向」、「倒産の動向」、「中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等」等に関する資料となっております、これが60ページまであります。</p> <p>資料No.5は目安に関する小委員会の「今後の予定（案）」でございます。</p> <p>参考資料No.1は「最低賃金に関する調査研究」の資料で、1ページから6ページでございます。</p> <p>最後に、公益委員及び新任委員以外の委員の皆様には別冊の「令和6年度版最低賃金決定要覧」をお配りしております。</p> <p>なお、公益委員の皆様、新任の委員の皆様には、お渡し済みです。</p> <p>これらの資料につきましては、今後の審議の参考として、ご活用いただきますようお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今説明のあった資料について、ご質問等ありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;質問等なし&gt;</p>

深浦会長	<p>特に無いようであれば、先程、事務局から説明がありましたとおり、次回の第2回審議会本審は、令和6年8月1日（木）13時半から開催し、また本審終了後に、地域別最低賃金の第1回専門部会も開催される予定になっておりますので、関係委員の方よろしく申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、何かご要望がなければ、審議会はこれで閉会といたします。お疲れさまでした。</p>
------	---